

第 1 4 編 港 湾 ・ 漁 港 海 岸 編

第 1 章 堤防、防潮堤、護岸

第 1 節 適 用

1. 適用工種

本章は、港湾・漁港海岸工事（堤防、防潮堤、護岸）における海上地盤改良工、基礎工、本体工（ケーソン式）、本体工（ブロック式）、本体工（場所打式）、本体工（鋼矢板式）、本体工（コンクリート矢板式）、被覆・根固工、上部工、消波工、裏込・裏埋工、陸上地盤改良工、土工、舗装工、維持補修工、構造物撤去工、仮設工、雑工その他これらに類する工種について適用する。

2. 適用規定

本章に特に定めのない事項については、第 4 編港湾・漁港工事共通編の規定による。

第 2 節 適用すべき諸基準

受注者は、**設計図書**において特に定めのない事項については、以下の基準類によらなければならない。

なお、基準類と**設計図書**に相違がある場合は、原則として**設計図書**の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に**確認**を求めなければならない。

全国農地海岸保全協会・（公社）全国漁港漁場協会・（一社）全国海岸協会・（公社）日本港湾協会 海岸保全施設の技術上の基準・同解説（平成 30 年 8 月）
（公社）日本港湾協会 港湾の施設の技術上の基準・同解説（平成 30 年 5 月）
国土交通省港湾局 港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（令和 5 年 3 月）
（公社）全国漁港漁場協会 漁港海岸事業設計の手引（令和 2 年度版）
（公社）全国漁港漁場協会 漁港・漁場の施設の設計参考図書（2023 年版）
島根県設計・測量・調査等業務共通仕様書

第 3 節 海上地盤改良工

海上地盤改良工の施工については、第 4 編第 5 章第 5 節海上地盤改良工の規定による。

第 4 節 基礎工

基礎工の施工については、第 4 編第 5 章第 6 節基礎工の規定による。

第 5 節 本体工（ケーソン式）

本体工（ケーソン式）の施工については、第 4 編第 5 章第 7 節本体工（ケーソン式）の規定による。

第 6 節 本体工（ブロック式）

本体工（ブロック式）の施工については、第 4 編第 5 章第 8 節本体工（ブロック式）の規定による。

第 7 節 本土工（場所打式）

本土工（場所打式）の施工については、第 4 編第 5 章第 9 節本土工（場所打式）の規定による。

第 8 節 本土工（鋼矢板式）

本土工（鋼矢板式）の施工については、第 4 編第 5 章第 11 節本土工（鋼矢板式）の規定による。

第 9 節 本土工（コンクリート矢板式）

本土工（コンクリート矢板式）の施工については、第 4 編第 5 章第 12 節本土工（コンクリート矢板式）の規定による。

第 10 節 被覆・根固工

被覆・根固工の施工については、第 4 編第 5 章第 15 節被覆・根固工の規定による。

第 11 節 上部工

上部工の施工については、第 4 編第 5 章第 16 節上部工の規定による。

第 12 節 消波工

消波工の施工については、第 4 編第 5 章第 18 節消波工の規定による。

第 13 節 裏込・裏埋工

裏込・裏埋工の施工については、第 4 編第 5 章第 19 節裏込・裏埋工の規定による。

第 14 節 陸上地盤改良工

陸上地盤改良工の施工については、第 4 編第 5 章第 20 節陸上地盤改良工の規定による。

第 15 節 土 工

海岸土工の施工については、第 1 編第 2 章第 3 節河川土工・海岸土工・砂防土工・用排水路土工・開排水路土工・治山土工の規定による。

港湾・漁港土工の施工については、第 4 編第 5 章第 21 節港湾・漁港土工の規定による。

第 16 節 舗装工

舗装工の施工については、第 4 編第 5 章第 22 節舗装工の規定による。

第 17 節 維持補修工

維持補修工の施工については、第 4 編第 5 章第 23 節維持補修工の規定による。

第 18 節 構造物撤去工

構造物撤去工の施工については、第 4 編第 5 章第 26 節構造物撤去工の規定による。

第 19 節 仮 設 工

仮設工の施工については、第 4 編第 5 章第 27 節仮設工の規定による。

第 20 節 雑 工

雑工の施工については、第 4 編第 5 章第 28 節雑工の規定による。

第 2 章 突 堤

第 1 節 適 用

1. 適用工種

本章は、港湾・漁港海岸工事（突堤）における海上地盤改良工、基礎工、本体工（ケーソン式）、本体工（ブロック式）、本体工（場所打式）、本体工（捨石・捨ブロック式）、本体工（鋼矢板式）、本体工（コンクリート矢板式）、本体工（鋼杭式）、本体工（コンクリート杭式）、被覆・根固工、上部工、消波工、陸上地盤改良工、土工、舗装工、維持補修工、構造物撤去工、仮設工、雑工その他これらに類する工種について適用する。

2. 適用規定

本章に特に定めのない事項については、第 4 編港湾・漁港工事共通編の規定による。

第 2 節 適用すべき諸基準

受注者は、**設計図書**において特に定めのない事項については、以下の基準類によらなければならない。

なお、基準類と**設計図書**に相違がある場合は、原則として**設計図書**の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に**確認**を求めなければならない。

全国農地海岸保全協会・（公社）全国漁港漁場協会・（一社）全国海岸協会・（公社）日本港湾協会 海岸保全施設の技術上の基準・同解説（平成 30 年 8 月）
（公社）日本港湾協会 港湾の施設の技術上の基準・同解説（平成 30 年 5 月）
国土交通省港湾局 港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（令和 5 年 3 月）
（公社）全国漁港漁場協会 漁港海岸事業設計の手引（令和 2 年度版）
（公社）全国漁港漁場協会 漁港・漁場の施設の設計参考図書（2023 年版）
島根県設計・測量・調査等業務共通仕様書

第 3 節 海上地盤改良工

海上地盤改良工の施工については、第 4 編第 5 章第 5 節海上地盤改良工の規定による。

第 4 節 基礎工

基礎工の施工については、第 4 編第 5 章第 6 節基礎工の規定による。

第 5 節 本体工（ケーソン式）

本体工（ケーソン式）の施工については、第 4 編第 5 章第 7 節本体工（ケーソン式）の規定による。

第 6 節 本体工（ブロック式）

本体工（ブロック式）の施工については、第 4 編第 5 章第 8 節本体工（ブロック式）の規定による。

第 7 節 本体工（場所打式）

本体工（場所打式）の施工については、第 4 編第 5 章第 9 節本体工（場所打式）

の規定による。

第 8 節 本體工（捨石・捨ブロック式）

本體工（捨石・捨ブロック式）の施工については、第 4 編第 5 章第 10 節本體工（捨石・捨ブロック式）の規定による。

第 9 節 本體工（鋼矢板式）

本體工（鋼矢板式）の施工については、第 4 編第 5 章第 11 節本體工（鋼矢板式）の規定による。

第 10 節 本體工（コンクリート矢板式）

本體工（コンクリート矢板式）の施工については、第 4 編第 5 章第 12 節本體工（コンクリート矢板式）の規定による。

第 11 節 本體工（鋼杭式）

本體工（鋼杭式）の施工については、第 4 編第 5 章第 13 節本體工（鋼杭式）の規定による。

第 12 節 本體工（コンクリート杭式）

本體工（コンクリート杭式）の施工については、第 4 編第 5 章第 14 節本體工（コンクリート杭式）の規定による。

第 13 節 被覆・根固工

被覆・根固工の施工については、第 4 編第 5 章第 15 節被覆・根固工の規定による。

第 14 節 上部工

上部工の施工については、第 4 編第 5 章第 16 節上部工の規定による。

第 15 節 消波工

消波工の施工については、第 4 編第 5 章第 18 節消波工の規定による。

第 16 節 陸上地盤改良工

陸上地盤改良工の施工については、第 4 編第 5 章第 20 節陸上地盤改良工の規定による。

第 17 節 土 工

海岸土工の施工については、第 1 編第 2 章第 3 節河川土工・海岸土工・砂防土工・用排水路土工・開排水路土工・治山土工の規定による。

港湾・漁港土工の施工については、第 4 編第 5 章第 21 節港湾・漁港土工の規定による。

第 18 節 舗装工

舗装工の施工については、第 4 編第 5 章第 22 節舗装工の規定による。

第 19 節 維持補修工

維持補修工の施工については、第 4 編第 5 章第 23 節維持補修工の規定による。

第 20 節 構造物撤去工

構造物撤去工の施工については、第 4 編第 5 章第 26 節構造物撤去工の規定による。

第 21 節 仮設工

仮設工の施工については、第 4 編第 5 章第 27 節仮設工の規定による。

第 22 節 雑工

雑工の施工については、第 4 編第 5 章第 28 節雑工の規定による。

第3章 離岸堤、潜堤・人工リーフ

第1節 適用

1. 適用工種

本章は、港湾・漁港海岸工事（離岸堤、潜堤・人工リーフ）における海上地盤改良工、基礎工、本体工（ケーソン式）、本体工（ブロック式）、本体工（場所打式）、本体工（捨石・捨ブロック式）、被覆・根固工、上部工、消波工、構造物撤去工、仮設工、雑工その他これらに類する工種について適用する。

2. 適用規定

本章に特に定めのない事項については、第4編港湾・漁港工事共通編の規定による。

第2節 適用すべき諸基準

受注者は、**設計図書**において特に定めのない事項については、以下の基準類によらなければならない。

なお、基準類と**設計図書**に相違がある場合は、原則として**設計図書**の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に**確認**を求めなければならない。

全国農地海岸保全協会・（公社）全国漁港漁場協会・（一社）全国海岸協会・（公社）日本港湾協会 海岸保全施設の技術上の基準・同解説（平成30年8月）
（公社）日本港湾協会 港湾の施設の技術上の基準・同解説（平成30年5月）
国土交通省港湾局 港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（令和5年3月）
（公社）全国漁港漁場協会 漁港海岸事業設計の手引（令和2年度版）
（公社）全国漁港漁場協会 漁港・漁場の施設の設計参考図書（2023年版）
島根県設計・測量・調査等業務共通仕様書

第3節 海上地盤改良工

海上地盤改良工の施工については、第4編第5章第5節海上地盤改良工の規定による。

第4節 基礎工

基礎工の施工については、第4編第5章第6節基礎工の規定による。

第5節 本体工（ケーソン式）

本体工（ケーソン式）の施工については、第4編第5章第7節本体工（ケーソン式）の規定による。

第6節 本体工（ブロック式）

本体工（ブロック式）の施工については、第4編第5章第8節本体工（ブロック式）の規定による。

第7節 本体工（場所打式）

本体工（場所打式）の施工については、第4編第5章第9節本体工（場所打式）の規定による。

第 8 節 本 体 工（捨石・捨ブロック式）

本体工（捨石・捨ブロック式）の施工については、第 4 編第 5 章第 10 節本体工（捨石・捨ブロック式）の規定による。

第 9 節 被 覆 ・ 根 固 工

被覆・根固工の施工については、第 4 編第 5 章第 15 節被覆・根固工の規定による。

第 10 節 上 部 工

上部工の施工については、第 4 編第 5 章第 16 節上部工の規定による。

第 11 節 消 波 工

消波工の施工については、第 4 編第 5 章第 18 節消波工の規定による。

第 12 節 構 造 物 撤 去 工

構造物撤去工の施工については、第 4 編第 5 章第 26 節構造物撤去工の規定による。

第 13 節 仮 設 工

仮設工の施工については、第 4 編第 5 章第 27 節仮設工の規定による。

第 14 節 雑 工

雑工の施工については、第 4 編第 5 章第 28 節雑工の規定による。

第4章 水門及び樋門、陸閘

第1節 適用

1. 適用工種

本章は、港湾・漁港海岸工事（水門及び樋門、陸閘）における海上地盤改良工、基礎工、付属工、土工、維持補修工、構造物撤去工、仮設工、雑工その他これらに類する工種について適用する。

2. 適用規定

本章に特に定めのない事項については、第4編港湾・漁港工事共通編の規定による。

第2節 適用すべき諸基準

受注者は、**設計図書**において特に定めのない事項については、以下の基準類によらなければならない。

なお、基準類と**設計図書**に相違がある場合は、原則として**設計図書**の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に**確認**を求めなければならない。

全国農地海岸保全協会・（公社）全国漁港漁場協会・（一社）全国海岸協会・（公社）日本港湾協会 海岸保全施設の技術上の基準・同解説（平成30年8月）
（公社）日本港湾協会 港湾の施設の技術上の基準・同解説（平成30年5月）
国土交通省港湾局 港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（令和5年3月）
（公社）全国漁港漁場協会 漁港海岸事業設計の手引（令和2年度版）
（公社）全国漁港漁場協会 漁港・漁場の施設の設計参考図書（2023年版）
島根県設計・測量・調査等業務共通仕様書

第3節 海上地盤改良工

海上地盤改良工の施工については、第4編第5章第5節海上地盤改良工の規定による。

第4節 基礎工

基礎工の施工については、第4編第5章第6節基礎工の規定による。

第5節 付属工

付属工の施工については、第4編第5章第17節付属工の規定による。

第6節 土工

海岸土工の施工については、第1編第2章第3節河川土工・海岸土工・砂防土工・用排水路土工・開排水路土工・治山土工の規定による。

港湾・漁港土工の施工については、第4編第5章第21節港湾・漁港土工の規定による。

第7節 維持補修工

維持補修工の施工については、第4編第5章第23節維持補修工の規定による。

第8節 構造物撤去工

構造物撤去工の施工については、第 4 編第 5 章第 26 節構造物撤去工の規定による。

第 9 節 仮 設 工

仮設工の施工については、第 4 編第 5 章第 27 節仮設工の規定による。

第 10 節 雑 工

雑工の施工については、第 4 編第 5 章第 28 節雑工の規定による。

第5章 養 浜

第1節 適 用

1. 適用工種

本章は、港湾・漁港海岸工事（養浜）における土捨工、土工その他これらに類する工種について適用する。

2. 適用規定

本章に特に定めのない事項については、第4編港湾・漁港工事共通編の規定による。

第2節 適用すべき諸基準

受注者は、**設計図書**において特に定めのない事項については、以下の基準類によらなければならない。

なお、基準類と**設計図書**に相違がある場合は、原則として**設計図書**の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に**確認**を求めなければならない。

全国農地海岸保全協会・（公社）全国漁港漁場協会・（一社）全国海岸協会・（公社）日本港湾協会 海岸保全施設の技術上の基準・同解説（平成30年8月）
（公社）日本港湾協会 港湾の施設の技術上の基準・同解説（平成30年5月）
国土交通省港湾局 港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（令和5年3月）
（公社）全国漁港漁場協会 漁港海岸事業設計の手引（令和2年度版）
（公社）全国漁港漁場協会 漁港・漁場の施設の設計参考図書（2023年版）
島根県設計・測量・調査等業務共通仕様書

第3節 土 捨 工

土捨工の施工については、第4編第5章第4節土捨工の規定による。

第4節 土 工

海岸土工の施工については、第1編第2章第3節河川土工・海岸土工・砂防土工・用排水路土工・開排水路土工・治山土工の規定による。

港湾・漁港土工の施工については、第4編第5章第21節港湾・漁港土工の規定による。

